

平成26年 2月 17日

2月14日からの大雪により被害を受けられた皆様へ

株式会社全管協共済会

### 火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびの大雪により被害を受けられましたご契約者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

#### 記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災保険の更新手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

#### 《弊社担当窓口》

お客様相談室：0120-32-9431

受付時間：9:00~18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

#### ■災害救助法適用地域と法適用日

|     | 適用地域  | 法適用日          |
|-----|---|---------------|
| 長野県 | 茅野市（ちのし）<br>北佐久郡軽井沢町（きたさくぐんかるいざわまち）<br>北佐久郡御代田町（きたさくぐんみよたまち）<br>諏訪郡富士見町（すわぐんふじみまち）  | 2014年2月15日（土） |
| 群馬県 | 安中市（あんなかし）  | 2014年2月15日（土） |
| 山梨県 | 甲府市（こうふし）<br>富士吉田市（ふじよしだし）<br>都留市（つるし）<br>大月市（おおつきし）<br>韮崎市（にらさきし）<br>笛吹市（ふえふきし）<br>上野原市（うえのはらし）<br>西八代郡市川三郷町<br>（にしやつしろぐんいちかわみさとちょう）<br>南巨摩郡早川町<br>（みなみこまぐんはやかわちょう）<br>南巨摩郡身延町<br>（みなみこまぐんみのぶちょう）<br>南都留郡忍野村<br>（みなみつるぐんおしのむら） | 2014年2月15日（土） |

|     |  |                |
|-----|--|----------------|
|     | 南都留郡山中湖村<br>(みなみつるぐんやまなかこむら)<br>南都留郡鳴沢村<br>(みなみつるぐんなるさわむら)<br>南都留郡富士河口湖町<br>(みなみつるぐんふじかわぐちこまち)<br>北都留郡小菅村<br>(きたつるぐんこすげむら)<br>北都留郡丹波山村<br>(きたつるぐんたばやまむら) |                |
| 埼玉県 | 秩父市 (ちちぶし)<br>飯能市 (はんのうし)<br>秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜまち)<br>秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのみち)<br>秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながとろまち)<br>秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがのみち)<br>児玉郡神川町 (こだまぐんかみかわまち)          | 2014年2月17日 (月) |

末筆にて失礼には存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお願い申し上げます。

以上